

契約基本システム第4期機器更新用ハードウェア

技術仕様書

契約基本システム第4期機器更新用ハードウェア技術仕様書

1. 調達の概要

本仕様書は、令和3年度に実施する契約基本システム（以下、本システム）の機器更新に伴い、新規導入するハードウェア（サーバ機、ネットワーク機器、端末・周辺機器等）の借入れと保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、借入れするハードウェアについて、下記のとおり記載している。

- ・ 詳細な仕様と数量
- ・ 導入場所とスケジュール
- ・ 本設置場所における作業（導入手順の概要）と支援内容
- ・ 導入に関する要件
- ・ 保守に関する要件

2. 借入物品等

- (1) 本システム用物品（ハードウェア）の設置、保守及び設置に伴う各種作業（障害回復等）において必要となる物品（装置や接続部品等）は、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。
- (2) 本システムが、今回調達するハードウェア上で正常に動作することを保証すること。
また、調達及び導入において、本システムの運用保守業務を担当している企業と調整を行い、調達機器の動作を保証すること。また、本市が必要と判断した場合には、動作試験の結果を入札前に提出すること。

【調整関係企業】

株式会社つうけんアドバンスシステムズ

3. 借入機器の仕様

本システムで使用する機器の仕様は、別紙1「借入機器（ハードウェア）の仕様」を参照すること。なお、ハードウェアごとに、各機器へ導入予定のソフトウェア、および補足事項が記載されている。これらの事項が実現可能なハードウェアを選定し納入すること。

4. 導入スケジュール

4.1 導入スケジュール（概要）

(1) 事前調整及び機器搬入

契約締結日～令和3年9月30日

設置場所の現地確認等の事前調整を実施する。別途指定する設置場所に全機器の搬入（導入）を行う。

(2) 機器設置及び機器設定

令和3年10月1日～令和4年3月31日

問合せ対応、立会い及び保守作業を行う。その際にハードウェア調達業者の納入機器に起因する問題が発生した場合は、契約締結後に別途指定する設置場所にて即時対応（問題切り分けを含む）が必要となる。なお、この期間中は、本システム運用保守業者にて次の作業を実施しているため、各作業について、問い合わせ対応を行うこと。

- ・本システム運用保守業者の据付調整、セットアップ作業
- ・本市と本システム運用保守業者による本システム動作確認
- ・本市と本システム運用保守業者による本システム運用テスト（高負荷テスト含む）

なお、作業の詳細については、別紙2「導入仕様書」を参照すること。

4.2 設置場所、設置時期、借入期間等

(1) 納入場所

札幌市役所菊水分庁舎（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

(2) 設置場所

札幌市内。詳細は契約締結後に別途指定する。

(3) 納入及び設置時期

契約締結日～令和3年9月30日

(4) 機器設定期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

(5) 借入期間

令和3年10月1日～令和8年9月30日（60か月）

5. 機器の導入方法

本市の指示に基づき、以下の内容を実施すること。

- (1) 納入機器の詳細仕様、立面図、電源容量及び搬入計画等の資料を、落札後速やかに書面又は電子ファイルにより提示し本市の承認を受けること。また、変更があった場合は、速やかに修正し再提出すること。
- (2) 各機器の事前調整を実施後、設置場所へ直接納入し、機器等の梱包材は、受注者が納入後速やかに引き取ること。
- (3) 搬入時は本市が別途指示する搬入口及び貨物用エレベータを使用し、器物破損防止するために養生すること。
- (4) 搬入後、搬入した機器がわかる納品書を、書面又は電子ファイルにより提出すること。また、その他納品に際し、本市で必要とする文書については、その都度提出すること。

6. 導入支援内容

6.1 導入支援内容

本市への機器の導入に伴い、以下の内容を実施すること。

また、本市及び本システム運用保守業者との窓口となる専任体制を設置すること。窓口の人員については、納入機器（搭載するソフトウェアの内容を含む）の仕様を熟知し、本市及び本システム運用保守業者へ適切なコンサルテーションができる人員とする。詳細は別紙3「ハードウェア調達業者付帯作業一覧」に示す。

6.1.1 設置前の調整・支援内容

- (1) 納入予定機器に対する説明を落札後速やかに、書面又は電子ファイルにて実施すること。その際、本市の疑義に対して速やかに対応すること。
- (2) 本市の仕様に満たない、あるいは異なる機器等の場合は納入予定機器の代替案提示・変更など誠意を持って対応すること。

6.1.2 設置時の支援内容

- (1) 本システム運用保守業者作業中の障害への対応（随時対応）。
- (2) 本市及び本システム運用保守業者が行うサーバラッキング、サーバソフトウェア組み込み、動作確認中の質疑に対し、電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。

6.1.3 設置後の支援内容

- (1) 納入後に、本市及び本システム運用保守業者から要求があった場合は、納入機器に関する説明会及び指導を行うこと。なお、日程は別途指示する。
- (2) 本市及び本システム運用保守業者等実施する動作確認期間中の質疑に対し、電話等での問い合わせ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。
- (3) 動作確認期間中は、本システム運用保守業者と協力の上、納入機器に対するチューニング等の技術サポートを随時実施すること。なお、本件に対する対応窓口を提示すること。
- (4) 本システム運用保守業者が行うテスト中の機器障害に対し対応すること（随時対応）。
- (5) 上記(2)～(4)の対応の範囲としては、本システム業務要件そのものは対象外とする。ただし、納入機器か業務システムかの切り分けが困難な場合は、原因究明に協力すること。
- (6) 今回調達するハードウェアに関して、システム管理者を対象とした研修（納入ハードウェアの操作に関する基本的な研修及びシステム設定に関する研修を想定している）を本市が必要とした場合は、本市職員及び本システム運用保守業者に対し速やかに実施すること。なお、日程については別途提示する。

6.2 定例会への参加

システム構築を円滑に進めるため、本市が必要と判断した場合、本市で実施する定例会に参加すること。

6.3 その他

すべての作業において、本市の業務及び本システム等に影響がある場合は、事前に明らかにし、協議のうえ本市の指示に従い実施すること。

7. 保守要件

7.1 保守概要

本システム運用保守業者が行う機器更新に係るテストが完了するまでの期間、システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェアの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、他のシステム構築関係業者との円滑な協力体制を実現すること。

7.2 保守対象

別紙1に記載の借入機器を対象とする。

7.3 保守の内容

以下の作業をハードウェア調達業者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

- (1) 各借入機器に障害時の連絡窓口を提供し、障害の対応・調査を行うこと。
- (2) 不良部位の切り分け及び交換を行うこと。
- (3) 障害時の即時オンサイト対応とし、適切に部品交換を実施すること。

7.4 保守体制

- (1) 保守関連窓口は、同一会社を集約すること。保守を担当する技術員が滞在する拠点は、札幌市内もしくは近郊とすること。実際の保守作業実施にあたっては、その他の拠点でも可とする。
- (2) 各保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守及びその他サービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (3) 障害連絡後、速やかに保守作業の対応ができること。
- (4) 保守拠点には、常時保守部品（付属品等を含む）を保有し、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (5) 保守サービス時間帯は、祝祭日および年末年始（12/30～1/3）を除く月曜日から金曜日、8:45 から 17:30 とする。ただし、作業実施にあたっては本市の指示に従うこと。

7.5 特記事項

- (1) 機器障害対応等の技術支援・報告についても、本市・本システム運用保守業者からの依頼に基づき誠実に実現すること。
- (2) 保守体制、サポート内容／方法は、ハードウェア調達業者決定後、速やかに本市に提示すること。

8. 納入要件

設置に際しては以下の要件で、各種作業を行い納入すること。

(1) 連絡体制

導入に対する支援体制を明確にし、導入期間中の問い合わせ対応等を行うこと。

(2) 設置場所

本仕様書「4.2 設置場所、設置時期、借入期間等」を参照のこと。

(3) 本市による検収

借入機器の搬入後、本市による検収を行う。

9. 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

10. リース終了時における補助記憶装置の取扱いについて

- (1) 補助記憶装置(HDD等)は、リース終了後、記憶情報の確実な消去を目的として、本市が別途発注する業務にて物理的(磁氣的破壊を含む)又は専用ソフトウェアによるデータ消去作業を実施する。なお、いずれの方法を選択するかについては、受託者における補助記憶装置の破壊の可否等を踏まえて、両者協議のうえ決定する。
- (2) リース期間満了後は受託者の負担で機材を撤去すること。
- (3) 本市は、リース期間満了後におけるリース物品の買取りまたは再リースについて、受託者と協議できるものとする。

11. その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、本市職員に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本業務を行うにあたっては、本市の環境マネジメントシステム関係規定に準じ、グリーン購入・省エネルギーの推進、廃棄物の発生、排出抑制、再使用、再生利用、適正処理及び環境法令の遵守等、環境負荷の低減に努めること。